

---

---

研究

---

## 「民族スポーツ」と「伝統スポーツ」概念の検討

### A study on the notion of "Ethnic Sport" and "Traditional Sport"

田簗 健太郎

Kentaro TAMINO

推薦評議員：時本 譲資

#### I. 問題の所在

今日、世界が抱える問題は、複雑に絡まり合い、山積している。一時期、「国際化」(=インターナショナル)という用語が巷に踊ったことは記憶に新しいが、その後、間もなくして、「グローバリゼーション」がそれにとってかわるように世界を瞬く間に覆った。「グローバリゼーション」とは、経済を中心としたひとつのシステムが国を超えて世界的に広がり、ひとつの基準になる動きであると定義できる。つまり、システム自体は、ボーダレスであり、そこには「国」の独自性は存在しない。それに対して、「国際化」は、それぞれの「国」がベースになるものであり、「国」無くしては「国際化」は成立しないのである。

ともあれ、こうした「国際化」や「グローバリゼーション」が進行してきた中で、「民族」や宗教の問題を中心とした紛争がいまだ止むことがないことは、周知の通りである。

このような問題は、単に社会的事象として捉えられるべきものではなく、科学的研究対象としても重要な位置づけが行われている<sup>1)</sup>。

そうした流れの中で、スポーツ科学の研究対象

としてこうした問題について取り組むことは、大いに意義あることであり、すでにスポーツの人文・社会科学的研究領域では、多くの議論がなされているところである。

にもかかわらず、より具体的な用語に目を向け、研究したものは見あたらない。例えば、「民族」を冠とする「民族スポーツ」やそれとともに頻繁に使用される「伝統スポーツ」などは、顕著な例である。

そこで、本研究では、「民族スポーツ」と「伝統スポーツ」のそれぞれの概念について検討し、明らかにすることを目的とする。

#### II. 「民族スポーツ」と「伝統スポーツ」の検討意義

これまでスポーツを科学的に研究しようとする必要性から学術用語の検討は数多くなされてきた。例えば、「19世紀のドイツ語文献に見られる体育の基本術語、運動記述、用例の基礎的研究」(山本徳郎、1989年度文部省科学研究費補助金一般研究C研究成果報告書、1990.3)<sup>2)</sup>では、数多くのドイツ語文献を涉獵し、そこで用いられている

用語（とりわけ、JahmとGutsMuthsに着目し、Turnen、Gymnastik）について検討している。ここで注目されるのは、「運動用語、体育用語が成立していく事実は、もう一方で、『体育』という領域が確立していくことであり、同時にそれを学問的に研究していくようになるということでもあるからである。またこのような関係を成立させながら、運動用語、体育用語はひとつの力、権力をを持つようになるとも言えよう」<sup>3)</sup>と指摘している点である。

人と人のコミュニケーション手段の中心は、文字や言葉である<sup>4)</sup>。これを用いて、コミュニケーションをとる時に、「共通理解」が必要となる。養老が指摘するように、「共通理解」がなくては、お互いの意思の疎通が行われないのである<sup>5)</sup>。

しかしながら、「共通理解」をするために行われる用語の統一作業の過程あるいは「場」にこそ、「力、権力」が生まれることになると、山本は教えてくれるのである。

一旦、生み出された用語は、偏倚的にしろ、最大公約数的にしろ一度「決定」されるとその他の用語の介入を許さないし、排除するとともに、「決定」された用語があたかも前から存在していたかのように振る舞う。

ヨーロッパに端を発し、世界中を駆けめぐった「ヨーロッパの世界化」（＝近代化）<sup>6)</sup>の結果として、現在もなお、世界は多くの問題を抱えていることは、周知の通りである。

そして、近代が残した「負の遺産」を乗り越えていこうとするときに、「言葉」や「用語」は、時に根本的な問題を隠してしまう。それは、エリック・ボムズボウムとテレンス・レンジャー<sup>7)</sup>やジャック・デリダ<sup>8)</sup>によって指摘される。

こうした指摘を踏まえ、先の山本の指摘に再度目を向いたときに、スポーツ科学が科学として成立するため、そこで用いられている用語が果たしてどこまで検討されてきたのか明らかにすることの意義が立ち現れてくる。

### III. スポーツ科学における「民族スポーツ」と「伝統スポーツ」の使用例

ここでは、「民族スポーツ」や「伝統スポーツ」という用語が主としてスポーツ史学とスポーツ人類学に焦点を当て、両者を対象に「民族スポーツ」と「伝統スポーツ」が使用された例をいくつか取り上げ、その内容について検討を加えることにする。

#### 1. スポーツ史学における「民族スポーツ」と「伝統スポーツ」の使用例

スポーツ史学における使用例を取り上げるといっても、これまでに出版された書籍や論文は無数にあるだけでなく、近年ではインターネット上のホームページなどもあり、それら全てを渉猟し、確認することは情報社会においては、極めて困難であるといわざるをえない。そこで、ここでは、『図説 スポーツ史』（朝倉書店、1991.6）、『スポーツ史講義』（大修館書店、1995.4）、『図説スポーツの歴史』（大修館書店、1996.10）について取り上げることとする。

まず、『図説 スポーツ史』では、「民族スポーツ」は使用されているものの、「伝統スポーツ」は使用されていない。使用されている「民族スポーツ」は、次のように使用されている<sup>9)</sup>。

このように、大航海時代をとおしてヨーロッパ人が接した民族スポーツはたくさんあるし、それらがいろいろのかたちでのちの近代スポーツにも影響を及ぼしていることはまぎれもない事実である。

ここで使用される「民族スポーツ」は「近代スポーツ」の原初形態あるいは、「古いスポーツ」の意味で用いられている。

次に、『スポーツ史講義』についてみる。『図説スポーツ史』と同様、「民族スポーツ」は使用されているが、「伝統スポーツ」は使用されていな

い。

使用されているのは、2カ所で次の文である<sup>10)</sup>。

①どれほどの個別研究領域が考えられるのか、とりあえず列挙してみると以下の通りである。

(中略) 医療スポーツ史、民族スポーツ史などである。(p.12)

②民族スポーツ史は、ある特定の民族アイデンティティと民族固有のスポーツとの接点を求めるようとする領域である。あるいは、民族固有のスポーツと外来スポーツとの接触・葛藤などに焦点を当てる領域である。

(p.13)

まず、初めの「民族スポーツ」は、研究領域に対する名称として用いられており、「民族スポーツ」の説明をするものではない。次の「民族スポーツ」は、研究領域の内容について説明したものであるが、「民族スポーツ」＝民族固有のスポーツとして用いられており、「民族スポーツ」とは民族固有のスポーツであることが示される。

最後に、『図説スポーツの歴史』についてみることにする。『図説スポーツの歴史』でも同様に、「民族スポーツ」が用いられるが、そこでは「民族スポーツ」と「少数民族のスポーツ」の二通りが用いられているだけでなく、多くの箇所で用いられている。したがって、ここでは、最も「民族スポーツ」を説明している箇所を引用しておく<sup>11)</sup>。

民族スポーツは、厳密にいえば、民族ごとに固有の「約束ごと」にもとづいて成立している。そして、その「約束ごと」の背後にあるものは民族固有の土着の信仰であり、機構・風土であり、生業形態であり、共同体であり、そういうものと分かちがたく結びついたコスモロジーである。つまり、前近代的なバナキュラー性（土着性、個別性）をふんだ

んに含みもつ「約束ごと」のうえに民族スポーツは成立しているのである。だからこそ、民族を越えて「約束ごと」を共有し、試合をするということはありえないことなのである。

この引用では、「民族スポーツ」が「約束ごと」にもとづいて成立しており、民族を越えて「民族スポーツ」が行われることはないと指摘される。これは、別言すると、「約束ごと」にもとづいて行われる「民族スポーツ」は他者（他民族あるいは部外者、非所属者）を排除するということである。

## 2. スポーツ人類学における「民族スポーツ」と「伝統スポーツ」の使用例

「民族スポーツ」や「伝統スポーツ」は、宇佐美がスポーツ人類学の研究対象を「基本的には民族（固有の）スポーツを対象としている」<sup>12)</sup>と述べるように、スポーツ人類学は専ら「民族スポーツ」や「伝統スポーツ」を研究対象としてきた。そうした理由から「民族スポーツ」や「伝統スポーツ」が使用される頻度は、他の領域に比して多い。

また、瀬戸口は、わが国の「綱引」と「相撲」を対象とした論述の中で、「あえて、『エスニック・スポーツ』と表記したのは、従来、『伝承スポーツ』、『民俗スポーツ』として使用されてきた名辞の概念上の整理が煮詰まっていない事情によるものである。相対年代しか持ち得ないスポーツ、これは『近代スポーツ』とは区別できるものであるから、当面は操作概念として使用可能かと考える」<sup>13)</sup>と「エスニック・スポーツ」という用語を用いているが、本人も認めるように、操作概念として用いているにとどまっており、厳密な意味での「民族スポーツ」を表したわけではなく、「近代スポーツ」に対する用語として、「伝承スポーツ」や「民俗スポーツ」に加え、「民族スポーツ」をも包括する意味で用いられる。そのため、そこ

では概念の検討は行われていない。

とりわけ、宇佐美が「国民スポーツ」と「民族スポーツ」について検討しており、多くの指摘がなされていることから少々長くなるが、以下に引用しておく<sup>14)</sup>。

国民スポーツと民族スポーツの違いは、前者が国家という枠組みであるのに対して、後者は民族という枠組みで説明される概念である。そのため、民族スポーツの枠組みは、国境（国家）を越えたグロービングとなることも珍しくない。ただし、本来の民族の枠組みとは別に、国家政策の中で民族識別が行われ、これによって民族認定されることもあるので、この場合には、民族という枠組みが国家の中に包括されることになる。また、現実の社会を見つめると、民族という枠組みは、個人や共同体の主体的基準にもとづくことが多く、それは流動的で、かつ状況依存的でもあることから、かならずしも客観的基準にもとづくことで実体化しているわけではない。このように見ていくと、国民スポーツよりも民族スポーツのほうが、その範疇は不確定要素が多く、流動性をもっていることがうかがえる。

この指摘に従えば、「民族スポーツ」は、本来の民族以外に「国家」を背景にした民族識別が「民族スポーツ」の認定に大きくかかわり、「民族スポーツ」を決定するのは、最終的に国家ということになる。

さらに、宇佐美は「民族スポーツ」について次のような指摘をする<sup>15)</sup>。

これまでスポーツ人類学が対象とすることの多かった民族スポーツという枠組みは、研究者によるものであって、けっして現地の人びとによってつくり上げられてきた概念ではないのである。また、そこで観察されるもの

が遊びか、スポーツか、といった区分を現地の人びとが意識しているわけもなく、結果的には、それを取り上げた研究者が民族スポーツだと考えれば民族スポーツになってしまふ。

先の指摘では、「民族スポーツ」の決定は、国家にあると指摘したが、それに加え、この指摘では、もうひとつの決定は研究者によってなされると付け加えられる。つまり、「民族スポーツ」とは、実体があるようでないに等しい“バーチャル的”なスポーツといえよう。また、研究者が「民族スポーツ」を認定するということは、とりもなおさず、研究者の力量によって左右されるのである。

さらに、宇佐美は「伝統スポーツ」についても検討しているので、以下に取り上げる<sup>16)</sup>。

伝統スポーツでいうところの「伝統」とは、その語り手がどのような立場で「伝統」という言葉を用いるのかで、その意味するところが異なることには注意が必要である。つまり、伝統スポーツは、その語り手が国家という枠組みを意識して用いる場合には、それは「国の伝統」という意味での伝統スポーツ」ということになり、また語り手が民族という枠組みの中で伝統スポーツという用語を使用したときには、「民族の伝統」という意味での伝統スポーツ」ということになる。

つまり、「伝統」も「民族」と同様に、それを決定する立場によって異なるのである。これは、「伝統」が意図的に使用される可能性があることを指摘するものであり、すでにエリック・ボムズボウムとテレンス・レンジャーによって指摘されているように、「伝統」が創られるものであるとすれば、「伝統スポーツ」も創られる可能性が十分にある。そして、こうした可能性について明らかにし、提出された概念がリー・トンプソンによ

る「逆世俗化」といえよう<sup>17)</sup>。

世俗化からあえて逆方向に向かうことによって、人々は近寄りがたくなるとともに、そこには、「威厳さ」や「古来からの」といった付加価値がつけられるからである。事実、わが国では大相撲のことを「国技」と称することも多い<sup>18)</sup>。

以上のように、「民族スポーツ」と「伝統スポーツ」は、ともに実体のあるものではなく、それを決定する側に委ねられているのが実情である。

#### IV. 「民族」概念と「伝統」概念

「民族スポーツ」と「伝統スポーツ」の「スポーツ」に冠せられる「民族」概念と「伝統」概念については、小坂井の指摘が大いに参考になることから、これに基づき検討を加えることとする。

##### 1. 「民族」概念と「民族スポーツ」

まず、一般的に「民族」がどのように認識されているかおさえておきたいが、その際、「一般的」であるがゆえに、専門書ではなく、『広辞苑』についてみておくことが妥当であると考えられる。そこで、『広辞苑 第5版』(岩波書店、1998.11)の「民族」についてみておく<sup>19)</sup>。

文化の伝統を共有することによって歴史的に形成され、同族意識をもつ人々の集団。文化の中でも特に言語を共有することが重要視され、また宗教や生業形態が民族的な伝統となることが多い。社会生活の基本的な構成単位であるが、一定の地域内に住むとは限らず、複数の民族が共存する社会も多い。また、人種・国民の範囲とも必ずしも一致しない。

このように、「文化の伝統」と「歴史」が「民族」を決定するうえで重要な役割を果たす。しかしながら、「伝統」や「歴史」は、極めて不安定<sup>20)</sup>であり、その「不安定」が「民族」を決定する基準にはなり得ない。

にもかかわらず、これまで「民族」は、一般的に使われてきた用語であろう。そこで、少々長くなるが、以下に小坂井の指摘を引用しておく<sup>21)</sup>。

外部からの移民が建国したアメリカ合衆国・カナダ・オーストラリアなどだけでなく、「单一民族国家」日本やドイツなども、実は多様な起源を持つ集団群が歴史的に融合して国民ができてきたという了解がなされ、原子のような均一な国民イメージは破棄されつつある。すると国民は分子的な存在として表象されるようになり、今度は民族がより根本的な構成単位として現れ、原子のような実体的役割が与えられるようになる。しかし原子が最終の素粒子ではあり得ず、また物質をどれだけ細分化していくても実体的地位を付与する究極的単位を見つけることがおそらく不可能なように、民族を実体的な基礎単位として捉える発想自体が問題にされるべきではないだろうか。

このように小坂井は端的に、「民族」の実体的存在について否定する。この指摘は、先に引用した宇佐美の「結果的には、それを取り上げた研究者が民族スポーツだと考えれば民族スポーツになってしまう」<sup>22)</sup>という指摘と重なるものである。

これらの指摘に従えば、「民族」とは実体的に存在しないこととなり、したがって、「民族スポーツ」も当然の事ながら、存在しないことになる。

したがって、「民族スポーツ」とは、「存在しない『民族』スポーツ」であるといえよう。

##### 2. 「伝統」概念と「伝統スポーツ」

ここでも同様にまず、『広辞苑』の「伝統」について引用しておきたい<sup>23)</sup>。

ある民族や社会・団体が長い歴史を通じて培い、伝えて来た進行・風習・制度・思想・学問・芸術など。特にそれらの中心をなす精

神的在り方。

この引用にわかるように、「伝統」とは、「民族」を基礎とする概念である。したがって、「民族」同様の批判があてはめられる。とするならば、論理的には、「伝統スポーツ」も同様に「民族スポーツ」を基礎とする概念であるといわねばならない。

また、先に挙げたリー・トンプソンによる「逆世俗化」やバリ島などの観光地で行われる「伝統芸能」などは、極めて現在に近い時点で「伝統」として“認定”されている。

こうした状況において、「伝統スポーツ」も同じように、なにゆえ「伝統」スポーツなのか検討されなければならないのである。寒川は、エリック・ボムズボウムとテレンス・レンジャーの指摘する「伝統」について、「伝統も始まりをもつという意味でしごく当然のことであるが、近代になって作られた伝統という言いまわしには、作り手の側に何らかの作意があったのだという認識が用意されている」<sup>24)</sup>と述べる。また、伝統は、社会が変わればいとも容易に変化し、消滅してしまうものである」<sup>25)</sup>と伝統が決して強固なに存在するものでないことを指摘する。さらに、消滅しつつある伝統文化を記録しなければならないという使命感に燃えて行ったこれまでの人類学者（民族学者や民俗学者を含む）の調査について、以下のように述べている<sup>26)</sup>。

結果的に不変化の部分の採録に、あるいは変化途中の文化ならその変化以前の状態の再構成に関心を集中させる傾向があった。

（中略）

しかしそれは研究者のエゴであって、当該社会の人達が時代に応じて自らの生き方を変えてゆくのは彼らに備った当然の権利なのである。

このように、「伝統」が恣意的であることは、

「伝統スポーツ」が「伝統」であるかどうかの認定さえ、困難な状況である。

また、わが国では往々にして、「伝統スポーツ」は重要無形文化財に指定されている。重要無形文化財指定の意図は、決してわからないわけではないが指定することによって別の側面が現れてくることも事実である。例えば、京都府A郡で行われている「綱引き」は祭礼行事の中で行われ、重要無形文化財に指定されている。指定されてからは、一切の変化なく毎年行われているが、地域の高齢化や生業形態の変化とともに綱引きを存続させるためにこれまで以上の多大なる努力がはらわれている。つまり、「伝統」として認定された時点で、「行うこと」から「行わなければならない」へと変化し、強制力が生まれるのである。これは、言い換えると「権力」が生まれるといえよう。

さらに、筆者が調査を行った時点では、すでに消滅していたが、当該地区に住む人々の中でも祭礼行事にかかわらない人々が以前は存在していたという。当然の事ながら、綱引きにも参加できず、同じ地域に住みながらも完全に排除されていたのである。

その理由について、ここで述べることは差し控えるが、こうした「差別」が当該の綱引きで行われていたにもかかわらず、その「差別」が無くなった現在、「伝統」として重要無形文化財に指定され、後生にそれを受け継いでいく使命を課された「綱引き」は、一体何であるのかという点については、真剣に議論されなければならないと言えよう。

ともあれ、「伝統」である祭礼行事は、「綱引き」とともに、「伝統」という「権力」のもとである人々を差別してきたのである。

したがって、「伝統」あるいは「伝統スポーツ」には、2つの側面における「権力」と「差別」が含まれているといえよう。そして、こうした指摘は、「伝統スポーツ」が基礎とする「民族スポーツ」にも当てはめることができよう。

## V. まとめ

「民族スポーツ」と「伝統スポーツ」のそれぞれの概念について検討を加えてきた結果、以下のようにまとめることができる。

- ・「民族スポーツ」とは、「存在しない『民族』スポーツ」である。
- ・「伝統スポーツ」とは、「民族スポーツ」の上に成立する用語であり、「民族スポーツ」の別呼称と位置づけることができる。
- ・「伝統スポーツ」とは、「伝統」の検討なくして「伝統」足り得ないにもかかわらず、「伝統」として認定され、一旦認定されると、「権力」を持つ。
- ・「伝統」あるいは「伝統スポーツ」には、2つの側面における「権力」と「差別」が内包されている。

このように、「民族スポーツ」と「伝統スポーツ」は、実体的に存在しないにもかかわらず、現在もなお使用されている。

しかしながら、2つの用語に替わる用語があるわけではないのが現状である。したがって、ここで重要となるのは、こうした用語を使用する際に以下の点に注意しなければならない。

1. 2つの用語がどういった関係にあるのか。
2. 2つの用語には、「権力」と「差別」が内包されている。

この2点について注意したうえで、調査を行って語ると、そうでないのとではそこで展開される姿勢や説明は異質なものになるといえよう。

## 注記及び引用参考文献

- 1) 「思想」(岩波書店) や「現代思想」(青土社)などでも、戦争や民族紛争などが特集に取り上げられている。
- 2) 山本徳郎：「19世紀のドイツ語文献に見られる体育の基本術語、運動記述、用例の基礎的研究」、1989年度文部省科学研究費補助金（一般研究C）研究成果報告書、1990.3
- 3) 山本徳郎：「19世紀のドイツ語文献に見られる体育の基本術語、運動記述、用例の基礎的研究」、1989年度文部省科学研究費補助金（一般研究C）研究成果報告書、1990.3, p.2
- 4) この他、人と人のコミュニケーション・ツールとしては、手話や音、光、煙などがあることも周知の通りである。
- 5) 養老孟司著：『バカの壁』新潮社、2003.4
- 6) 西谷修：「ヨーロッパの臨界」、「文藝」第32巻第1号、河出書房新社、1993.2, p.293-302
- 7) エリック・ボムズボウム、テレンス・レンジャー編、梶原景昭訳：『創られた伝統』紀伊國屋書店、1992.6
- 8) ジャック・デリダの言説については、高橋哲哉著：『デリダー脱構築』講談社、1998.3に基づく。
- 9) 寒川恒夫編：『図説 スポーツ史』朝倉書店、1991.6
- 10) 稲垣正浩・谷釜了正編著：『スポーツ史講義』大修館書店、1995.4
- 11) 稲垣正浩・野々宮徹・寒川恒夫・谷釜了正著：『図説スポーツの歴史』大修館書店、1996.10
- 12) 宇佐美隆憲：「スポーツ人類学」、「AERA Mookスポーツ学のみかた」朝日新聞社、1997.1, p.32
- 13) 濱戸口照夫：「エスニック・スポーツとその伝承母体」、「スポーツ文化論」杏林書院、1994.3, p.47
- 14) 宇佐美隆憲：「スポーツ人類学とは」、「スポーツ人類学」明和出版、2004.9, p.9
- 15) 宇佐美隆憲：「スポーツ人類学とは」、「スポーツ人類学」明和出版、2004.9, p.11
- 16) 宇佐美隆憲：「スポーツ人類学とは」、「スポーツ人類学」明和出版、2004.9, p.10
- 17) リー・トンプソン氏は、わが国の大相撲の近代化について研究し、近代スポーツの七つの特徴（世俗化、平等化、役割の専門化、合理化、官僚制的組織、数量化、記録の追求）のうち、世俗化については、近代化と逆方向に向かっていると指摘した。
- 18) 実際には、大相撲はわが国の「国技」としては、決められていない。にもかかわらず、こうした説明がなされるのは、「国技館」で興業が行われることが要因といえよう。
- 19) 新村出編：『広辞苑』岩波書店、1998.11, p.2585
- 20) ここでいう「不安定」とは、「伝統」がエリック・ボムズボウムの指摘するように、「創られる」可能性を孕んでいる以上、「伝統」と認定するためには、少なくともそれを証明する史料の検討が必要不可欠であることと、例えそれが“古く”からという意味において「伝統」と認定されたにせよ、絶対的な時代区分において、いつから「伝統」と呼べるのかについて定まっていないことによる。また、「歴史」についても、近年の「新しい教科書」をめぐる論争に顕著に現れているように、その視点、立場によって、その描き方には差異が生じることから、「不安定」を使用する。

- 21) 小坂井敏晶著：『民族という虚構』東京大学出版、  
2002.10、pp.i-ii
- 22) 宇佐美隆憲：「スポーツ人類学とは」、「スポーツ  
人類学」明和出版、2004.9、p.11
- 23) 新村出編：『広辞苑』岩波書店、1998.11、p.1858
- 24) 寒川恒夫：「民族スポーツの観光人類学」、「体育  
の科学」第49巻第7号、杏林書院、1999.7、p.532
- 25) 寒川恒夫：「民族スポーツの観光人類学」、「体育  
の科学」第49巻第7号、杏林書院、1999.7、p.532
- 26) 寒川恒夫：「民族スポーツの観光人類学」、「体育  
の科学」第49巻第7号、杏林書院、1999.7、p.532